

誌上発表

71 『公文録』にみる土屋寛信の沖縄派遣

深瀬泰且

明治一二年（一八七九）の沖縄県のコレラ流行にさいして、防疫指導の名の下に派遣された内務省御用掛土屋寛信の事績については昨年の總會において報告した。そのさいに使用した史料は土屋自身の私的記録である『琉球紀行』であった。本總會では公文書をとおしてみた派遣の状況を報告する。

国立公文書館には明治八年（一八七五）に各県に出張を命ぜられた官員の出張復命書が保存されているが、このような復命書はこの年にかぎられていてその前後のものは見出しえないので、土屋寛信の復命書は保存されていない。

しかし『公文録』には「沖縄県虎列刺病臨検諸費ノ件」（明治一三年）と題する文書の中に「土屋寛信沖縄県虎列刺臨検諸費仕訳書」があり、これによって土屋寛信の沖縄県への出張が公文書の面からも裏付けられた。この文書は土屋の沖縄県出張にかかわる諸経費の内訳——給料、旅費、日当、薬品買上げなどの経費——がしるされており、支出された金員の記載が主な内容であるが、その計算の基礎になった日程などがしるされている。

土屋寛信が内務省御用掛に任命されたのは明治一二年八月一三日、その任をとかれたのは翌明治一三年一月一日で、その間の旅程や日程をみても私的記録である『琉球紀行』の記事とほぼ一致している。

この年のコレラ大流行によってその防疫に従事する医師の不足をきたし、政府はその補充に躍起になったが、生命の危険のおおいこのような業務に従事することを忌避する医師がおおくみられた。それまで流行病の予防に従事する医師の月給は三〇〇円であったが、これではとても充足はままならないとした政府は、「示後虎列刺病予防医師給料二限り、臨時雇入之者ハ壹ヶ月金式百円ヲ限度

トシ、又公私立病院医員等ヨリ兼務申付候者ハ人品ニ応シ相当之手当金相渡候積」と改正した。この改正によって土屋寛信の給料は百円に設定され、御用掛に任命されていた五・五ヶ月間の給料は五五〇円であった。

旅費は日割り計算によっており、さらにそれが二本立てになっている。東京を出発したのが八月一四日、鹿児島に到着したのが八月二二日なので実際に要した日数は八日であるが、「昼夜兼行」（二日三円八〇銭）とし「参拾九日」分を計上している。さらに那覇到着の八月二九日までの実日数は八日であるが、これを「並旅行」（二日三円）「参拾弍日」として、実日数よりもはるかにおおい日数が計上されている。帰路についても同様で、「一二月十五日那覇出立、二十七日帰京」と明記しながら「此並旅行日数五十八日分」と計算している。旅費を日割り計算にするのもおかしな話だが、実際の旅行に要した日数ではなく別の基準によって計算しているのはなんとも不可解である。ともあれ旅費として土屋寛信に支給されたのは四一八円二〇銭であった。

土屋寛信は八月三〇日から一二月一四日まで那覇に滞

在しているが、九月二六日から一月一八日までは沖縄県令鍋島直彬の依頼によって周辺の諸島を巡回しているので、この期間をのぞいた五三日分として、一日七〇銭の割で三七円一〇銭が「滞在日当」として支給されている。

このほかに「薬品買上其外諸費」として、二一九円六五銭四厘が支払われているので、土屋派遣のための内務省の支出は、すべて一二二四円九五銭四厘であった。これらの諸費は土屋の復命書を基礎にして計算されたものと思われる。

(順天堂大学医学部医史学研究室)